

集積又は貯蔵を規制する物の指定

島根県告示第 335 号

島根県立自然公園条例（昭和 36 年島根県条例第 11 号）第 11 条第 4 項第 6 号の規定により、島根県立自然公園の特別地域内の屋外において知事の許可を受けなければ集積し、又は貯蔵してはならない物を次のとおり指定し、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平成15年 3 月 28 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 土石
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物
- 3 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第48号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源
又は同条第 5 項に規定する再生部品